

【表紙】

【提出書類】	公開買付報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年9月30日
【報告者の氏名又は名称】	チンクエチェント株式会社
【報告者の住所又は所在地】	東京都新宿区新宿2丁目12番13号新宿アントレサロンビル2階
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区丸の内2丁目6番1号丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所外国法共同事業
【電話番号】	(03) 5220-1800
【事務連絡者氏名】	弁護士 近澤 諒 / 同 小林 高大 / 同 江角 航介 / 同 草壁 空 之佑
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません
【電話番号】	該当事項はありません
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません
【縦覧に供する場所】	チンクエチェント株式会社 (東京都新宿区新宿2丁目12番13号新宿アントレサロンビル2階) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

- (注1) 本書中の「公開買付者」とは、チンクエチェント株式会社をいいます。
- (注2) 本書中の「対象者」とは、株式会社ドラフトをいいます。
- (注3) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。
- (注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注6) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注7) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。
- (注8) 本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。
- (注9) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。)第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。
- (注10) 本書中の「本公開買付け」とは、本書の提出に係る公開買付けをいいます。

1 【公開買付けの内容】

(1) 【対象者名】

株式会社ドラフト

(2) 【買付け等に係る株券等の種類】

普通株式

新株予約権

- イ 2018年7月23日付の対象者取締役会決議に基づき発行された新株予約権(以下「第1回新株予約権」といいます。)(行使期間は2020年8月1日から2028年7月22日まで)
- ロ 2019年8月29日付の対象者取締役会決議に基づき発行された新株予約権(以下「第2回新株予約権」といいます。)(行使期間は2021年9月7日から2029年8月28日まで)
- ハ 2021年4月22日付の対象者取締役会決議に基づき発行された新株予約権(以下「第3回新株予約権」といい、第1回新株予約権、第2回新株予約権及び第3回新株予約権をあわせて「本新株予約権」と総称します。)(行使期間は2023年5月8日から2026年5月7日まで)

(3) 【公開買付期間】

2025年8月15日(金曜日)から2025年9月29日(月曜日)まで(30営業日)

2 【買付け等の結果】

(1) 【公開買付けの成否】

本公開買付けにおいては、本公開買付けに応募された株券等(以下「応募株券等」といいます。)の総数が買付予定数の下限(1,560,700株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行わない旨の条件を付しておりましたが、応募株券等の総数(4,247,460株)が買付予定数の下限(1,560,700株)以上となりましたので、公開買付開始公告及び公開買付届出書に記載のとおり、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(2) 【公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名】

法第27条の13第1項の規定に基づき、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により、2025年9月30日に、株式会社東京証券取引所において、本公開買付けの結果を報道機関に公表いたしました。

(3) 【買付け等を行った株券等の数】

株券等の種類	株式に換算した応募数	株式に換算した買付数
株券	4,247,460 (株)	4,247,460 (株)
新株予約権証券	—	—
新株予約権付社債券	—	—
株式等信託受益証券()	—	—
株式等預託証券()	—	—
合計	4,247,460	4,247,460
(潜在株券等の数の合計)	—	(—)

(4) 【買付け等を行った後における株券等所有割合】

区分	議決権の数
報告書提出日現在における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(個)(a)	42,474
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	—
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	—
報告書提出日現在における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(個)(d)	51,670
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	—
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	—
対象者の総株主等の議決権の数(2025年6月30日現在)(個)(g)	100,442
買付け等後における株券等所有割合 $((a + d) / (g + (b - c) + (e - f)) \times 100)(\%)$	93.32

(注1) 「報告書提出日現在における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(個)(d)」は、各特別関係者(但し、特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において府令第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者を除きます。)が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。

(注2) 「対象者の総株主等の議決権の数(2025年6月30日現在)(個)(g)」については、対象者が2025年8月14日に提出した第18期半期報告書(以下「対象者半期報告書」といいます。)に記載された2025年6月30日現在の総株主の議決権の数(1単元の株式数を100株として記載されたもの)です。但し、本公開買付けにおいては単元未満株式及び本新株予約権の行使により発行又は移転される対象者株式についても買付け等の対象としていたため、「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、対象者半期報告書に記載された2025年6月30日現在の対象者の発行済株式総数(10,044,200株)に、同日現在残存し行使可能な本新株予約権(対象者によれば第1回新株予約権58個(目的となる株式数:5,800株)、第2回新株予約権185個(目的となる株式数:18,500株)及び第3回新株予約権200個(目的となる株式数:20,000株))の目的である対象者株式数の合計(44,300株)を加算した株式数(10,088,500株)に係る議決権の数(100,885個)を分母として計算しております。

(注3) 「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(5) 【あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算】
該当事項はありません。